

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

大高建設株式会社

秋田県能代市落合下大野 77 番地 7

2. 指名停止措置期間

令和 8 年 8 月 7 日から令和 8 年 10 月 6 日まで（2 ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要

大高建設株式会社は、米代西部森林管理署発注の「能代貯木場宿舍外壁・屋根塗装工事ほか」及び「中川原宿舍外壁・屋根塗装工事ほか」の入札において、調査基準価格を下回る価格で入札したため低入札価格調査資料の提出を求めたところ、同社は積算の誤りを理由として当該資料の提出を辞退したため。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準第 16 号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約相手方として不適当と認められるため。

〈工事請負契約指名停止等措置要領〉

別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為)	
16 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

問 い 合 わ せ 先

東 北 森 林 管 理 局

秋 田 県 秋 田 市 中 通 5 - 9 - 16

総 務 企 画 部 経 理 課 長 山 田 清 美 電 話 018-836-2070